

言語景観における差別落書きの談話分析 —命令表現を手がかりに—

孟 卓然

Discourse analysis of discriminatory graffiti in linguistic landscapes —Using imperative expressions as clues—

Meng, Zhuoran

Abstract

This study is an attempt to analyze the discourse of discriminatory graffiti in Japan observed as a linguistic landscape by considering its linguistic and pragmatic factors.

The main topic of this research are imperative expressions, a typical linguistic form found in discriminatory graffiti. First, I point out that imperatives in graffiti are not a real command, because most verbs used in graffiti lack self-regulating characteristics which are a semantic feature essential for an utterance to be interpreted as a command. Using verbs without self-regulating characteristics makes imperatives unrealizable, and then turns unfulfilled commands into curses and strong negative desires towards discriminated people (Nitta 1991, p.247).

Next, I argue that the self-regulating characteristics of verbs determine who can be the recipient of a command, and a command directed at non-discriminated people can change their position from bystanders to participants of discrimination. This could lead to the spread of discriminatory feelings.

Finally, by analyzing the social context of discriminatory graffiti as well as the text of command expressions, this study examined the reasons why writers choose restrooms as a place to write graffiti from both positive and negative aspects.

Keywords : linguistic landscape, discriminatory graffiti, discourse analysis, imperative expressions

要旨

本研究は、日本国内に見られる差別落書きを研究対象とし、差別落書きを取り巻く様々な要因を含めて、談話を分析することで、言語景観としての差別落書きの問題を捉えることを試みた。

まず、本研究は差別落書きに見られる顕著な形式命令表現という言語面に注目し、実際に命令表現は「命令」という談話機能を果たしていないことを指摘し、その理由として、命令形として使われた動詞の自己制御性の点から分析した。その結果、被差別者に対して非自己制御性の動詞を使って実現不可能な命令を行うことは、呪いや強い負の願望（仁田1991, p.247）を表出させること、また非被差別者に対しては自己制御性のある動詞を使うことで、差別的な意識を持たせ、差別側への誘い込みなどを行う談話機能を果たしていることを明らかにした。

次に、動詞の自己制御性という意味的特質は、その有無によって、その働きかけが向けられる受け手を決めてしまうという人をカテゴリー化する機能があること、そのため非被差別者に向けられた命令表現は、非被差別者を傍観者という立場から差別の参与者へと転じさせる機能を果たし、差別感情の扇動および広がり結びつくと指摘した。

さらに、本研究は差別落書きにおける命令表現のテキストから、その社会的コンテキストに分析

を展開することで、書き手が落書きを書く場所としてトイレを選ぶ理由を、積極的および消極的側面から検討した。また差別落書きを構成する媒体、道具などの記号論的要素から、差別落書き自体が持つ永久性、落書きを書くという書き手の行為の無計画性と衝動性の特徴についても言及した。

キーワード：言語景観、差別落書き、談話分析、命令表現

1. はじめに

1.1 言語景観と言語景観研究

言語景観研究は最近20年の新しい分野であり、1990年代後半よりほぼ10年の間に、言語景観は社会言語学において世界的に注目され始めた（江 2011）。言語景観（Linguistic landscape）という用語を提示し、正式に研究で使い始めたのは Landry & Bourhis（1997）である。彼らは言語景観を「特定の領域あるいは地域の公共的・商業的表示における言語の可視性と顕著性」（日本語訳は庄司・バックハウス・クルマス2009による）と定義した。バックハウス（2005, p.53）も「道路標識、広告看板、地名表示、店名表示、官庁の標識などに含まれる可視的な言語総体」と言語景観の一般的な定義を提示している。一方、庄司（2009）は、一般的な定義を拡大して、聞こえてくる音声も含めて、公共の場においてさまざまな形で知覚される情報を言語景観とした。さらに、Bolton（2012）は、物理的空間だけではなく、インターネットの仮想的空間なども含めると述べた。本研究で取り上げる差別落書きは、「公共空間」と「可視性」という特徴を備えており、その意味においては、本研究は言語景観研究の一つと位置付けることができる。インターネットの仮想的空間における差別的な発言も存在するが、本研究は実際に物理的空間に残された落書きのみを研究対象とする。

言語景観研究は書き言葉という言語学的な分析を中核にすえながら、記号論的、文化的、社会的などの様々な視点からの研究が行われている（猿橋 2016）。その研究においては、特定の地域や共同体で使用された各言語の活力と言語間の勢力関係が明らかになる（Landry & Bourhis 1997）。また多言語表示の表れ方から、特定の地域や共同体の主流言語話者によって、移住者による外部からの言語の存在がいかん認識されているのか、いかに受容（あるいは排除）されているのかという問題も観察することができる（庄司 2009）。さらに、地域の言語政策および地域に存在する個人と集団のアイデンティティの形成などの問題にも取り組むことができる。このように、言語景観とは、社会の表層に現れる全ての可視的言語で構成されるものであり、その研究はそれが反映している社会の言語使用の状況と問題を探究することである

1.2 先行研究の問題点

言語景観研究は社会言語学の分野だけではなく、地理学的研究、経済言語学的研究および言語サービスの研究など様々な分野で研究がなされてきた（江 2011）。そのほかに、言語教育および翻訳研究の分野でも言語景観を活用した研究も散見される。（磯野 2011, 磯野 2020, 張・王 2019）

言語景観研究の大きな方向性について、庄司（2009）は次の三点にまとめている。第一に、

国際化に向けて主に観光客の便宜をはかるといふ施策面、第二に、外国人への差別表示に対する人権の擁護と外国人支援の観点、第三に、日本の多民族化・多言語化への転換のきざしと捉える視点である。近年の言語景観研究は、都市部における多言語表示の現状をもとに、多言語化および国際化の進展を考える研究や（田中・上倉・秋山・須藤 2007）、言語サービス面での研究など（河原 2004）、外国人の便宜をはかり、コミュニケーションの円滑化を進めるように研究がなされてきた。しかしながら、管見の限りでは、庄司（2009）が言及した外国人への差別表示に対する人権の擁護と外国人支援という視点からの研究は少ない。また、日本国内に目を向けると、差別表示は外国人に対するものだけにとどまらず、部落問題や新型コロナウイルス感染症の拡大によって感染者や医療関係者に向けたものなども多く存在する。このように差別表示は、その対象が日本人か外国人かに関わらず、人権侵害という大きな社会問題に繋がるものである。そのため、公の場での言語使用の問題を取り上げる言語景観研究の重要なテーマとなるにもかかわらず、差別表示の研究は井上・包（2015）で言及されている程度であり、まとまった議論はまだ存在しないようである。

また、従来の差別落書き研究は、人権と部落問題について（奥山 1994）、臨床心理学からの検討（川畑 1994）、差別落書きへの対策およびその教育（椋田 2001）などに関して行われてきた。しかしながら、公の場にさらされる落書きが、どのように差別の談話を構成し、それを見る者たちがどう受け取っていくかという問題は、言語面の特徴を構成する要因とその記号作用から論じられる必要があるのではないだろうか。

1.3 問題提起

2019年12月から、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、感染者や医療関係者への差別、またアジア人を排除する風潮などが世界各地で広がっている。そのような差別的な感情が社会の表層に現れる顕著な形として、公共の場における差別的落書きがある。差別落書きそのものは、新型コロナウイルスの拡大以前から存在するが、近年のものは極めて悪質である。例えば、「エタを殺せ エタは社会の害虫だ¹」といった内容の差別落書きもある。日本国内においては、在日韓国、朝鮮人や中国人への誹謗中傷するなど止まらず、部落問題に関わる差別落書きも存在し、社会に重大な負の影響を与えている。部落は身分的・社会的に強い差別待遇を受けてきた人々が集団的に住む地域のことである（広辞苑第七版）。そこに住む人々は、1871年（明治4年）の解放令により賤民身分ではなくなったが、依然として社会的差別を受けている（日本史大事典）。

本研究は、語用論的視点から差別落書きの談話機能の分析を行うこと、また、量的側面と質的側面から差別落書きの談話実践をとらえ、言語景観としての差別落書きの問題を論じる。具体的には、日本国内に見られた差別落書きの実例から、差別落書きで使われた命令表現の談話機能、差別落書きが書かれた場所の特徴、落書きを取り巻く様々な要因を含めた言語景観全体の中に位置づけられる談話を分析することによって明らかにすることを試みる。

そのため、本研究は、第2節で述べる調査で収集した差別落書きについて、語用論的視点か

1 2004年10月7日高知県香美郡夜須町手結山住吉海岸の公衆トイレで発見された差別落書きである。（「解放新聞高知版」2004年11月11日付『全国のあいつぐ差別事件』2005年度版）

ら公共の場における差別行為の様相を考えてみたい。

そのため、本研究は、命令表現による差別落書きを分析対象と定める。その理由はふたつある。第一に、例えば「○○消えろ」、「○○出ていけ」などのように、命令表現は差別落書きに見られる顕著な形式だからである。第二に、命令表現は分析の対象として形式的、意味的に明示的だからである。命令に用いられる表現は、動詞の命令形に代表されるように、通常は形式からの判別は容易である。また、送り手は発話場面において受け手による当該行為の実現を望み、それを意図して発話を行っている（と少なくとも表面上は解釈できる）ため、送り手（この場合は書き手）の意図は明らかである。このように、命令表現は落書きの分析に有用であると判断できるため、本研究では命令表現に話を絞って論じることにする。

1.4 本研究の構成

本研究は「1. はじめに」のほかに、主に4つの部分によって構成されている。第2節では、差別落書きにおける命令表現に関する調査、調査資料の選定などの調査の概要について説明し、第3節では、その調査結果を示す。そして、第4節では、その結果に基づいて差別落書きで命令形として使われた動詞の特性を分析し、使用される動詞の種類からどのような効果が生じるかを論じる。第5節では、第4節の分析に基づき、社会的コンテキストと合わせて、差別落書きにおける談話実践を考察する。

2 差別落書きにおける命令表現に関する調査

2.1 日本語の命令表現について

命令表現とは成立すべき動作と、意思の表明を何らかの形で表したものと考えることができる（益岡・田窪 1992, p.118）。また、表1に示すように、命令表現は明示的なものと非明示的なものがある。（表1は益岡・田窪（1992）を筆者が整理したものである。）

表1 益岡・田窪（1992）²

明示的	動詞の命令形	早く来い。
	動詞連用形+なさい	早く来なさい。
	動詞のテ形	早く来て。
非明示的	動詞の基本形	早く来る。
	動詞基本形+こと/ように	午前中に必要書類を提出するように。
	動詞のタ形	さっさと行った。

明示的な命令とは、命令専用の形式を使用したもののことであり、動詞の命令形、「動詞連用形+なさい」、動詞のテ形が使われる。非明示的な命令は、命令の内容を述べ立てるだけで、態度や口調等で命令であることを示す。使用される形式は、動詞の基本形や「動詞基本形+こ

2 益岡・田窪（1992, p.118）動詞の活用の分析の枠組みは日本語教育を志向したものである。

と/ように」などである(益岡・田窪 1992)。また、禁止表現としての否定的命令「動詞基本形+な」の形式もよく使われる。

以上のほかに、横山(2007)には形容詞・副詞また名詞も命令を表す形式として機能することが述べられている。表2に示すとおり、一語文や副詞的な役割をする形容詞は、命令の意味となる場合もあり、名詞や感動詞の一語文でも、命令を表せる表現はある(横山 2007)。用例は以下表2横山(2007)における用例(筆者より整理した)のとおりである。

表2 横山(2007)における用例

形容詞 副詞	(1) (授業中に騒いでいる学生に)うるさい! (2) (すぐに行動しない子供に)早く!
名詞	(3) (妻に)お茶! (4) (部下に)資料!

(1)は、「うるさい」と言うことで「静かにしろ」ということ、また(2)は「早くしろ」と命じている。(3)と(4)は、必要だから「持ってこい」という意味の命令であると横山(2007)は述べる。

このようにいわゆる「命令の表現」に含まれるものは、動詞の命令形という専有の形式だけではない。命令の機能を持つ形式を、林(1960)は「命令ふうの伝達」と定義し、命令、要求、依頼、許可、義務付け、禁止、いましめ、叱責などの表現形式を含めている。たしかに、(1)のような形容詞「うるさい」の一語だけで命令ふうの伝達になっていると解釈することもできるが、それはたとえば「授業中に騒いでいる学生に」という特定の文脈の中で命令という解釈が成り立つのであって、「うるさい」、「早い」、「お茶」、「資料」などの自体に命令的な意味が含まれているわけではない。

そこで本研究は、動詞の命令形という明示的な形式を対象とし、調査を行う。名詞や、形容詞などのように、文脈の情報がなければ命令と判断しにくいものは、客観的に命令の表現とは判断できないからである。差別落書きという特殊の文脈の中で、命令形が伝える内容、命令形が使用される意図、そして、読み手に与える影響などの問題について分析を展開する。

2.2 調査資料の選定

本研究の調査資料は、部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編『全国のあいつぐ差別事件』(1981年度版-2020年度版)である。その概説によれば、この資料に取り上げられた事例は、『解放新聞』中央版や各都府県版、各地研究集会資料や学習会資料、その他各都府県連が集約した資料、または全国の新聞などから収録したとのことである。この資料を選定した理由は以下のふたつである。

第一に、『全国のあいつぐ差別事件』で取り扱われた差別事件の事実関係が明確だからである。偏見や差別の問題は、敵意や嫌悪から生まれた凶悪な犯罪から自分でも気づかずに行ってしまうささいな言動に至るまで、強いものと弱いものが存在し(北村・唐沢 2018)、ある事件が差別かどうかの判断は、しばしば論争になる部分である。差別落書きにおける差別的な内容

も、書き手による明確な差別であると捉えられるものから、暗示的な差別にとどまるものまである。差別であるかどうかを判断することは難しいが、『全国のあいつぐ差別事件』は、1981年以來、毎年日本で生起もしくは発覚した差別事件を拾い上げ、比較的に関係が明確な事件を選んで編集・紹介している。

第二に、差別事件の類型が細分化されているため、言語景観における差別落書き事件に関する内容を取り出すことが容易である。『全国のあいつぐ差別事件』は、結婚に関わる差別事件、教育現場における差別事件、宗教界における差別事件、地域社会における差別事件など、10種類以上に分類して、収録している。本研究はその中の「差別投書・落書き・電話」における差別落書きという分類に注目し、その中から資料を収集して、差別落書きの調査を行った。ただし、差別電話は特定の電話機にかかること、差別投書は特定の個人、あるいは組織を宛てに送りつけられることなどから、「公共性」という言語景観の特徴には当てはまらないので、本研究では取り扱わない。

3 調査結果

上述の調査方法と調査内容に沿って、『全国のあいつぐ差別事件』における1981年度版から2020年度版までの40年の間に収録された差別落書きから、その内容、発見された時間および書かれた場所といった項目を確認できる差別落書き1214例を集めた。また、その中で命令形が使われたものは387例があった。以下、その結果を差別落書きの基本状況（書かれた場所、道具、大きさなど）、言語的側面の特徴（差別表現の使用、命令・勧誘などの形式、人名・地名などの明示など）、命令形の使用の3つの部分に分けて結果を示していく。

3.1 差別落書きの基本状況

『全国のあいつぐ差別事件』（1981年度版-2020年度版）資料の全体を概観したところ、部落問題、在日韓国、朝鮮人や中国人を差別的に誹謗中傷することなどが顕著な問題として見られたことから、住民の中に差別意識が根強く潜在している事実が確認できる。調査によって明らかになった差別落書きの特徴には以下のようなものがある。

まず、差別落書きが書かれた場所である。各地の駅、トイレ、公衆電話、住宅団地内など様々な場所があった。特に多くの人が入りし利用する駅や、各種施設のトイレなどでの差別落書きは非常に頻繁に発生している。トイレの壁で大きく書かれたものもあるが、トイレ個室の扉の裏側や、トレイのペーパーホルダーなど、非常に見つかりにくいところに書かれたものもある。ほかには、被差別の町や団地、解放運動の支部や事務所を狙って書かれたものも存在する。例えば、1992年5月12日三重県員弁郡大安町同盟支部役員所有の倉庫に、赤スプレーで「エタ死ぬ」と書かれた差別落書きが発見された³。

また、差別落書きは、主に鉛筆、ボールペン、マジックペン、スプレーおよび釘のような先端が尖ったものによって書かれている。その大きさは、人目をしるんで鉛筆で小さく書かれたものから、スプレーで書き殴った横幅と縦幅が1メートル超えたものもある。

差別落書きの発見と消去は、発見された場所の関係者だけではなく、部落解放同盟の関係者

3 出典：「解放新聞三重版」1993年2月4日付『全国のあいつぐ差別事件』1993年度版。

や、小中学校の教諭などの教育関係者も含めて、社会各界の人々が行っている。差別落書きの訴え出しと差別落書きの消去に取り込んでいる積極的な姿勢も調査では見られた。

3.2 差別落書きにおける言語使用の特徴

『全国のあいつぐ差別事件』で見られた差別落書きにおける言語使用は、以下の5つの特徴が顕著である。

第一に、差別語の使用である。例えば、「えた」、「四つ」などがある。広辞苑（第七版）によれば、「えた」は「中世・近世の賤民身分の一つ」のことであり、「四つ」は足が四本ある獣類を指し、近世以後、最下層身分の人を差別意識から卑しめていう語である。大抵の差別落書きにはこのような差別語の使用が見られる。

第二に、命令表現の使用である。例えば、「部落民 怖イ 殺せ」⁴と書かれた差別落書きがある。実際の話しことばでは、命令形による伝達は極めて少ない（林 1960, p.134）⁵。普段使わない命令形による伝達表現がなぜ差別落書きで見られたのかという問題は大きな論点である。次節では、このような命令形が使用された差別落書きに注目し、その内容と意図について探る。

第三に、勧誘の助動詞「～（し）よう」を使用した勧誘表現が散見される（用例数：18）。例えば、「……朝鮮人を差別しよう」⁶と書かれた差別落書きがある。不特定多数の人が出入りするところで、差別落書きにおける勧誘表現は周囲の多くの人に積極的な差別感情を扇動し、差別を広げることになると考えられる。しかしながら、本稿では、これまでに得られた事例数が少ないため勧誘表現については取り上げないこととする。

第四に、非外来語のカタカナ表記の使用が特徴的である（用例数：803）。例えば、「朝鮮人死ね」、「部落民ヲコロセ」⁷などと書かれた差別落書きがある。ただし、差別落書きにおけるカタカナ表記の使用については、差別落書きの表記全体を分析する際に、別稿で改めて論じることにした。

第五に、具体的な町名、団地名、企業名、個人名などを名指しした内容が窺われることである。例えば、「えたひにんの○○○△△△死ね」（○○○△△△には名前が書いてある）⁸と書かれた悪質な差別落書きが発見された。用例のように、特定の人や団体の実名を挙げることで害を及ぼすという、狙いははっきりしているものも存在する。

3.3 差別落書きにおける命令形の使用状況

上述のように、命令表現は差別落書きに特徴的な形式である。そこで、『全国のあいつぐ差

4 2009年4月19日奈良県近鉄奈良駅構内にある男子トイレの個室で発見された差別落書き事件である。（奈良県連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』2010年度版）

5 ただし、方言などではよく命令形が使われることもある。この点はコーパスなどを使って確認する必要がある。

6 1993年11月29日大阪府枚方市書店奥トイレ内に落書きされてあった。（大阪府連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』1994年度版）

7 1991年5月2日京都府東舞鶴運動公園の管理棟便所の中に差別落書きが書かれているのが発見された。（京都府連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』1992年度版）

8 1995年6月6日長崎県島原鉄道湯江駅で発見された。（『解放新聞中央版』1995年8月7日付『全国のあいつぐ差別事件』1996年度版）

別事件』における1981年度版から2020年度版までの40年の間に収録された差別落書きの中から、命令形が使われた事例を収集した。差別落書きに見られた命令形の使用は次の表3のとおりである。

表3 差別落書きに見られた命令形

命令表現		用例
動詞の命令形	五段動詞の命令形	(5) エタ死ね。 ⁹
	一段動詞の命令形	(6) 朝鮮人は日本から出ていけ！チョンコ！チョーセン！えった！ ¹⁰
	サ行変格動詞の命令形(しろ・せよ)	(7) 部落民を差別しろ、殺せ。 ¹¹
動詞テ形+しまえ		(8) 汚い。さすが川筋 エタの町。消えてしまえ！ ¹²

表3に示したとおり、差別落書きで使われた明示的な命令形は、主に「動詞の命令形」、「動詞テ形+しまえ」の二種類に大別することができる。「動詞の命令形」は、「五段動詞の命令形」、「一段動詞の命令形」と「サ行変格動詞の命令形」の3種類が確認された。用例(5)「死ね」と用例(7)「殺せ」のように、その形式は、明示的、直接的な命令表現が使われていることがわかる。しかしながら、前節でも述べたように、実際の話しことばでは命令形による伝達は極めて少ない。「軍隊のような上下位関係の明瞭なところや、劇の中で、また「逃げろ」、「がんばれ」のような合図・かけ声として、使われるぐらいなものである」(林 1960, p.134)。用例(7)「殺せ」は軍隊などの特殊な文脈においては使用されることもありえるが、一般人が「あいつらを殺せ」のような言い方を使用する可能性は非常に低いと推測できる。このように、差別落書きで使われた動詞の命令形は、形式としては成立しているが、その一方で、内容は遂行できないものが多く、「命令」という働きかけが成立しているとは言えない。そうだとすれば、日常での使用場面が少ないだけでなく、そもそも実現しそうにない行為を命じる形が、差別落書きにおいて直接的で大胆に使われるのはなぜか。その意味、機能、そして、書き手の意図という点から考えてみたい。

9 1999年6月5日兵庫県武庫川沿い公立保育所のコンクリート地面で発見された差別落書きである。(「解放新聞兵庫版」2000年3月5日付『全国のあいつぐ差別事件』2000年度版)

10 1994年1月17日京都府 JR 東海京都駅で発見された差別落書きである。(「解放新聞京都版」1996年7月20日付『全国のあいつぐ差別事件』1997年度版)

11 1982年埼玉県熊谷駅の便所で発見された差別落書きである。(「解放新聞」1982年11月15日『全国のあいつぐ差別事件』1982年度版)

12 2007年11月15日 JR 折尾駅構内待合室で古い駅舎の写真パネル展示感想ノートで発見された差別落書きである。(福岡県連調べ、『全国のあいつぐ差別事件』2008年度版)

4 分析

4.1 差別落書きで使われた命令表現はなぜ不成立か

上述したように、差別落書きで使われた動詞の命令形は、形式として成立しているが、その命令内容は遂行できないものが多い。Austin (1962) によれば、発言が「行為遂行的」であるということは、発言を行うことはとりもなおさず、何らかの行為を遂行することを意味する。とすると、命令表現が使用された場合は、そこには命令の効力が発生し、聞き手に行為の遂行を働きかける機能を持っているはずである。しかしながら、差別落書きの命令表現では、命令としての働きかけが読み手に効力を発揮する可能性はない（また極めて少ない）ため、結果的にその「命令」が成立していないと判断することは困難ではない。そうすると、次に問題となるのは、差別落書きの命令表現はなぜ不成立かという点である。仁田 (1991) の命令を成立させる理論的条件を参照して、この点を分析してみたい。

仁田 (1991, p.238) は、命令表現を働きかけ表現として取り扱う。働きかけとは、話し手が聞き手に自らの要求に沿った動きの実現を訴えかけるものである。そのような発話・伝達のモダリティを持った文は、表4のような条件がある場合に成立する。

表4 命令を成立させる条件 (仁田1991, p. 239)

分類	成立条件
話し手	話し手は、相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にある。
	話し手は、相手たる聞き手がある動きが実現することを、望んでいる。
	話し手にとって、相手を実現する事態は、都合のよい・望ましい・好ましいものである。
聞き手	話し手の働きかけを遂行する相手が聞き手として存在する。
	聞き手は自分の意志でもって、その動きの実現化を計り、その動きを遂行・達成することができる。
実現される事態	未だ実現されていない事態である。

仁田は、命令を成立させる条件を、話し手側の条件、聞き手側の条件、および実現される事態の条件の三つの側面に分けて説明した。話し手側の条件は、話し手が相手たる聞き手に対して働きかけを行いうる立場・状況にあること、またその動きの実現は、話し手が望んでいること、しかも話し手にとって望ましい、好ましいことである。聞き手側の条件は、まず自分がその動きを遂行できる相手として存在すること、次に自分の意志で動きの実現化をはかり、遂行・達成することができることである。最後に、実現される事態は未だ実現されていない事態である。

このように、通常の命令は話し手、聞き手、事態の3つの条件により成立するが、命令表現による差別落書きは公共の場所に「書かれた」命令であるため、関与するのは書き手と読み手である。そのため以下の議論は、命令の送り手は書き手、受け手は読み手とする。

仁田 (1991, p.240) によると、表4の条件を欠く場合は、命令文は、典型的なものからズ

レが生じることや、不適切なものになることもある。差別落書きでは、その表現の形式として「死ね」や「殺せ」などのような明示的な命令形が使われている。しかしながら、その命令は通常は実現しない。それは以下のような二つの理由による。

まず、第一に、書き手と読み手の関係性と立場が命令を実行させる条件を満たしていないからである。「命令」という働きかけは、通常上位者一下位者という関係のあいだで用いられることが多い。そして、社会的には権威などを持った上位者が命令の送り手であると予想される(小野 2010)。しかしながら、言語景観としての差別落書きでは書き手は匿名である。そのため、書き手がどのような人なのか、どのような立場にいるのか、また読み手よりも上位者なのかということも、はっきりさせることは難しいと考えられる。また、差別落書きの読み手も、通常の命令の受け手とは異なる。つまり、読み手は不特定多数の人々である。そうすると、差別落書きの書き手は、自分が読み手に対して働きかけを行いうる立場・状況にあるということは確認できない。このように、差別落書きの書き手と読み手の間の関係性は、命令が成立する条件を満たすことができないと分かる。そのため、差別落書きは命令という働きかけが不成立になる可能性を含んでいると言える。

第二に、読み手に働きかけられる行為の内容に社会通念上大きな問題があるからである。差別落書きによる働きかけは二つタイプの読み手に向けられるものである。ひとつは差別される側である被差別者、もうひとつは差別をされない側である非被差別者である。3.3節の用例を見ると、たとえば「死ね」は被差別者に向けて、「殺せ」は非被差別者に向けての働きかけと解釈できる。しかし、「死ね」や「殺せ」などの行為は、たとえ書き手にとって望ましいことであっても、このような命令を発することは倫理上大きな問題であり、被差別者の人権を著しく傷つけるものである。また、どちらの読み手もこのような深刻な内容の行為を自分の意志で遂行・達成するとは考えにくい。そのため、このような差別落書きで命令された行為が実現される可能性は極めて薄い。

このように、差別落書きの命令表現による行為の働きかけが不成立に終わるのは、命令が成立する条件を満たしていないこと、および求める行為の内容が社会的に認められないものであるためとわかった。このように、差別落書きの命令表現では、行為の働きかけというその基本的な機能は実現していないということが明らかになったが、それなのに書き手はなぜあえて命令表現を使用するのだろうか。働きかけの機能のほかに、差別落書きの命令表現は働きかけ以外にも何か別の機能を担っているのではないかという問いが生じてくる。

この問いに答えるために、差別落書きのテキストで命令形として使われている動詞の特徴に着目して考えてみたい。

4.2 差別落書きにおける命令形として使われた動詞の特徴

4.2.1 命令形における動作の自己制御性と非自己制御性

仁田 (1997) は、命令・禁止・意志を表す動詞を、表5のように、3種4類の下位類に分類した。(表5は、仁田 (1997) を筆者が整理したものである。)

表5 仁田（1997）における動詞の分類

動詞のタイプ	動詞の自己制御性	例
[A] 命令にも禁止にも意志にもなりうる動詞	達成の自己制御性を持つ動詞	歩く, 走る, 食べる, 飲む, 歌う, 踊る, 暴れる, 話す, 調べる, 探す, 働く, きる, 壊す, 蹴る, 振る, 置く, 降ろす, 入れる, 出すなど
[B] 命令および（肯定的）意志にはなりうるが, 禁止にならない（なりにくい）動詞	過程の自己制御性を持つ動詞	落ち着く, （自信を）持つ, しっかりする, （元氣）を出す, 安心するなど
[C] 禁止にはなりうるが, 命令や意志にはなりえない（なりにくい）動詞	過程の自己制御性を持つ動詞	心配する, 悩む, 忘れる, 驚く, 恐れる, あわてる, がっかりする, 動揺する, 間違う, 酔う, ぼんやりする, めそめそするなど
[D] 命令にも禁止にも意志にもならない動詞	非自己制御性を持つ動詞	開く, 閉まる, 光る, 曇る, 流れる, 乾く, 濡れる, ふくれる, 割れる, 切れる, 困る

仁田は、動詞のタイプをそれぞれ [A] 命令にも禁止にも意志にもなりうる動詞, [B] 命令および（肯定的）意志にはなりうるが, 禁止にならない（なりにくい）動詞, [C] 禁止にはなりうるが, 命令や意志にはなりえない（なりにくい）動詞, [D] 命令にも禁止にも意志にもならない動詞の4種類に分類した。そのうち, [A] の動詞は, 命令形で使われる際には, 受け手が自分の意志で動作を遂行・達成することができる内容を表す。例えば, 「こっちへ来い。」「すぐに食べろ。」(仁田 1997) など。このような動詞は「自己制御性」をもつと仁田 (1991) は言う。そして, 「来る」, 「食べる」などように, 動きの主体が動きの発生・過程だけではなく, 動きの成立そのもの・動きの達成をも自分の意志で制御できる場合を「達成の自己制御性」と呼ぶ。

[B] 動詞と [C] 動詞は, 動きの成立そのもの・動きの達成は自分の意志で制御できないが, 動きの成立・達成に至る過程, 動きの達成への企ては自分の意志で持って制御できる。これを仁田 (1991) は「過程の自己制御性」と称した。例えば, 「落ち着け。」「うんと悩め。」(仁田 1997) のように, 動作の主体は自分の意志で「落ち着くようにする」という動きの過程を制御できる。しかしながら, 「落ち着いた」という動きの成立は逆に自分の意志で制御できない。「悩め」も同様に「過程の自己制御性」を持つ動詞である。

最後に, [D] 動詞は命令にも禁止にも意志にもならない動詞は「非自己制御性」を持った動詞である。この動詞では, 動きの主体は, 動きの発生・過程・達成を全く自分の意志で制御できない。例えば, 「きれいに咲け。」(仁田 1997) のように, 「咲く」の動きの主体は「花」という人間ではないため, 自分の意志で動きの過程・達成を制御できるとは考えられない。このタイプの動詞は, 命令形を取れば, 願望の意味になる。仁田 (1991) は, 非自己制御性の動詞はふつうは命令の文を作らないと指摘した。

4.2.2 差別落書きにおける動作の特性

以上述べた動詞のタイプの特性に基づいて、差別落書きで見られた命令形の動詞には、どのような特徴があるのか、どのような機能を果たしているのかについて分析する。以下の表6は、『全国のあいつぐ差別事件』において差別落書きで命令形で使用された動詞の一覧である。

表6 差別落書きにおいて命令形として使用された動詞の一覧

死ぬ, 殺す, くだばる, 出る, やめる, 払う, 差別する, 帰る, 出ていく, 射殺する, 追放する, 気をつける, 設定する, 出す, 返す, 守る, 開放する, 追い出す, 作る, 屠殺する, うせる, 使う, 自重する, 排除する, 消える, 黙る, 防ぐ, 抹殺する, なくす, 働く, 去る, 頑張る, 反省する, 消え失せる, 来る, 切る, 暗殺する, 立ち向かう, 焼き殺す, 謝る, 苦しむ, 滅べる, 止める

表6が示しているように、「殺す」、「射殺する」、「追放する」、「抹殺する」などの動詞の使用が見られるが、ドラマや映画、その他の限られた場面でない限り、普段の日常生活では使われることのない動詞がほとんどである。また、差別落書きの書き手が、誰に向かってこのような動詞の命令形を使ったのかを考えてみると、差別落書きを読んだ全ての読み手が動作の主体になっているというわけではないことがわかる。「死ぬ」、「消える」、「出ていく」などの動詞は差別の相手、つまり被差別者に向けて使われたものである。一方、「差別する」、「追い出す」などの動詞は被差別者以外の読み手、すなわち非被差別者（差別を受けない者）に向けて使われた動詞である。表6の動詞による動作の主体となる差別落書きの読み手は、主に被差別者と非被差別者と大別することができる。

次に、動作の主体の違いおよび動詞の自己制御性によって、差別落書きにおいて命令形として使われた動詞を分類してみる。その結果は表7のとおりである。

表7 差別落書きで使用された動詞の分類

動作の主体 動詞の自己制御性	被差別者	非被差別者
達成の自己制御性を持つ動詞	死ぬ, 出る, やめる, 払う, 帰る, 出ていく, 去る, うせる, 返す, 使う, 来る, 黙る, 働く, 謝る	殺す, 差別する, 射殺する, 追放する, 設定する, 出す, 開放する, 追い出す, 作る, 屠殺する, 排除する, 防ぐ, 抹殺する, なくす, 切る, 暗殺する, 焼き殺す, 止める
過程の自己制御性を持つ動詞	守る, 頑張る, 反省する	気をつける, 自重する, 立ち向かう
非自己制御性を持つ動詞	くだばる, 消える, 消え失せる, 苦しむ, 滅ぶ	

読み手となる動作の主体が異なることによって、書き手が差別落書きで使用した命令表現の動詞の特性もかなり違うということが表7から明らかになった。まずわかるのは、達成の自己制御性を持つ動詞と過程の自己制御性を持つ動詞の両方が、被差別者と非被差別者に対して使われているという点である。次に、非自己制御性を持つ動詞は、被差別者に対しては使われるが、非被差別者に対しての使用は見られない。なぜ命令形の差別落書きに使われる動詞にはこのような特徴があるのだろうか。その意味および書き手の意図という点から考えてみる。

まずは、被差別者に向けて非自己制御性を持つ動詞を使うということは、動作の主体となる被差別者は、その動きの発生・遂行・達成について、自分の意志を持って制御できない行為を行うよう命令しているということである。「くたばる」、「消える」、「滅ぶ」などは、動作の主体である被差別者が自分の意志で制御できないことを命令されている。このような内容の命令に対しては、自分の意志で制御できないだけでなく、命令にしたがうことも抗うこともできない。したがって、非自己制御性を持つ動詞の命令表現は、命令の形式としては成立するが、その内容が命令の受け手(被差別者)によって実現されるのは非常に難しい。そうであるならば、成立しない命令表現を差別落書きとして書く意味は何かという問いが生じてくる。仁田(1991, p.248)は、「消えろ」や、「滅べ」などの非自己制御性を持つ動詞の命令は「命令」から「願望」に転じさせ、話し手が望んでいることではあるが、社会通念的に見て望ましくないことであり、呪いといったニュアンスが出てくることになると指摘した。差別落書きの書き手は、被差別者に向けて遂行・達成できない行為を命令し、しかも、できない行為の命令を言語景観として公共の場に長く残し続けていく。言いかえれば、行為を達成できないまま命令の効力が残り続け、それは呪いや強い負の願望の表出へとつながる。

一方、非被差別者に向けての差別落書きでは、自己制御性を持つ動詞が使用されている。命令される行為は、「射殺する」、「追い出す」、「排除する」、「抹殺する」などのように、非被差別者が動作の発生・遂行・達成を自分で制御できるということである。つまり、これらの動詞による命令は、行為の遂行・達成が原則可能であり、命令表現として成立している。しかし、その内容は極端で反社会的なものが多く、非被差別者が行為を実行するとは考えにくい。では、なぜ書き手はそのような命令表現を落書きとして書いたのか。書き手の目的は、本当に非被差別者によって行為が遂行・達成されることなのか。

命令内容の反社会性を考えると、書き手の意図するところは、非被差別者が行為を遂行することではなく、むしろ差別感情を植え付けることが目的なのではないだろうか。「抹殺する」、「射殺する」などは戦争などの特殊な状況を除き、実行されることはまずない。書き手もそのことは分かった上で、あえて差別的な感情を人々に意識させるために、実現不可能な行為の要求を繰り返す。そして、実現されない行為の命令は、被差別者への非自己制御的動詞の場合と同じく、呪いや強い負の願望の表出となり、世の中に示されるのである。

4.3 命令表現に見られた差別落書きの二つパターン

以上のような、言語景観としての差別落書きで見られた命令形の働きかけの分析から、差別落書きで表れた差別的感情的伝達を二つのパターンに分けることができると思われる。図1は命令表現に見られた差別落書きのパターンを示している。一つは、書き手によって、差別の矛

先を直接的に被差別者に向けるパターン (①), もう一つは書き手を使った命令形によって, 非被差別者を経由し, 差別の矛先を間接的に被差別者に向けるパターン (②) である。

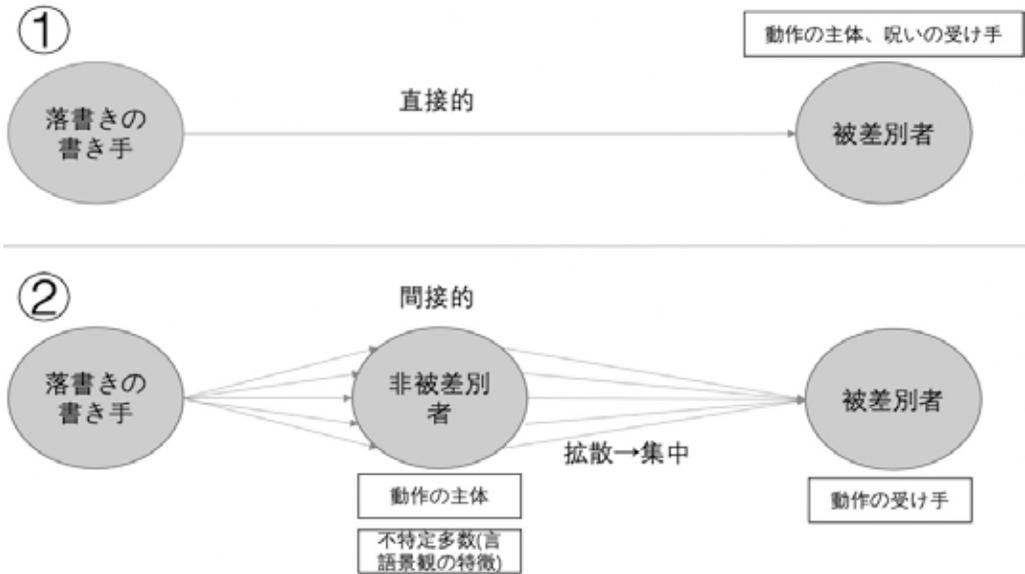


図1 命令表現に見られた差別落書きのパターン

①では, 差別落書きの書き手は, 非自己制御性を持つ動詞を使い, 直接的に被差別者に向けて実行不可能な行為を行うよう働きかけることで, 被差別者に対する嫌悪および呪いなどの負の感情を表す。

②では, 差別落書きの書き手は, 周りの非被差別者に対して, 自己制御性を持つ動詞を使い, 行為を働きかける。その行為は「殺せ」のように実現が不可能なものであっても, 人々に差別の感情を自発的に持たせることにつながり得る。このように, 非被差別者を経由することで, 書き手の差別感情は直接的に被差別者にぶつけられるのではなく, 落書きという形によって不特定多数の非被差別者に分散することになる。また, 命令という形式が, 行為の達成・未達成にかかわらず, 被差別者に対する差別的な感情を自ら持たせることにつながり, 差別の拡大に影響を与えられと考えられる。命令内容の行為を受ける被差別者も, あらためて多方面から差別の矛先を向けられることになる。

二つのパターンの最終目的はどちらも被差別者を差別することであるが, 第一のパターンのように差別が直接的に被差別者に向くものとは異なり, 第二のパターンは, 書き手が多くの人を差別側へ誘い込むことで差別をさらに広げたいという負の意図を読み取ることができるのではないだろうか。

5 考察

差別落書きでは, 日常生活であまり使わない明示的な命令形が多用され, 命令形として使われた動詞の特性で, 差別落書きを二つのパターンをまとめることができた (4.3)。ひとつは,

被差別者に対して非自己制御性の動詞で命令を行い、実現不可能な命令はその場に残存して呪いとなるというもの、もうひとつは非被差別者に対しては自己制御性のある動詞を使うことで受け手自らに差別的な意識を持たせ、差別側への誘い込みなどの談話機能を果たすものである。

この分析に基づき、以下では、さらに差別落書きに関与する次の三つの点から差別落書きの談話実践について考えてみたい。まず、差別落書きの書き手と読み手の関係という点、次に、差別落書きが書かれた場所の特徴という点、最後に落書きの媒体および落書きに使われた道具などの差別落書きを構成する記号論的要素である。

5.1 書き手と読み手の関係

差別落書きの命令表現による働きかけは二つのタイプの読み手に向けられるものであった。ひとつは差別される側である被差別者、もうひとつは差別をされない側である非被差別者である。例えば、「死ね」は被差別者にむけて、「殺せ」は非被差別者に向けての働きかけである。使用される動詞は、自己制御性という意味的特質の有無によって、差別行為が生じる場で、その働きかけが向けられる受け手を決定づける。言い換えれば、命令表現には、人をカテゴリー化する談話機能があるということだ。

そして、異なるカテゴリーの読み手に対して、命令表現が異なる働きをすることを推測するのは困難ではない。差別落書きの命令表現は、その多くは実現不可能な行為を命じているということが第4節の分析で明らかになった。書き手は、被差別者に対しては、「死ね」のような行為を命令するが、その行為が受け手自身によって実現されることは稀だ。しかしながら、その行為が遂行されないと命じられる内容はその場に漂い、それは呪いとして被差別者を苦しめるといふ機能を果たす。同様に、非被差別者に対する命令は、差別意識を植え付けて行為に巻き込むだけでなく、「殺せ」のような実現困難な命令することで、その行為の未実現性が差別的な感情をさらに増幅させるという談話機能を持っていると解釈できる。

4.3節の差別落書きのパターン②に示すように、元々「差別者が被差別者を差別する」という行為の輪の外にいる非被差別者は、書き手の命令表現によって差別の輪の中に巻き込まれる。つまり、非被差別者に向けられた命令表現は、非被差別者を傍観者という立場から差別の参与者へと転じさせる機能を果たすのではないだろうか。この機能は差別感情の扇動および広がり結びつく重要なものと考えられる。

5.2 場の問題

差別落書きが頻繁に見られる場所が駅や各種施設のトイレであるということは第2節の調査結果から明らかになった。

周知のように、トイレという場所は清掃員以外の利用者は主に排泄の目的でしか利用しないはずである。では、書き手はなぜ差別落書きを書く場所としてトイレを選んだのだろうか。図2、図3はトイレで発見された差別落書きの実例である。



図2 高知県赤岡町のなぎさ公園男子トイレで見つかった差別落書き
(内容 : 「エタはウジ虫 社会の害虫だ エタを殺せ」)¹³



図3 高知県日高村差別落書き事件 (内容 : 「エタ」)¹⁴

まず考えておくべきことは、公衆トイレという空間は、公共の場でありながら、利用する際には、私的な場へ変わることが可能であるというほかの場所とは異なる独特な特徴があるという点である。これを踏まえて、書き手がトイレを選ぶ理由は、積極的理由と消極的理由の二つの面が存在すると考えられる。積極的理由としては、トイレという場所は、書き手にとって、自分が差別落書きの行為者であるということをうまく隠すことができるからである。加えて、

13 出典 : 「解放新聞中央版」2004年8月23日付『全国のあいつぐ差別事件』2005年度版。

14 出典 : 「解放新聞高知版」2002年7月25日『全国のあいつぐ差別事件』2003年度版。

公衆トイレでは公の場でありながら人目につかないため、他人に向けてため込んだ鬱憤を吐き出す気晴らしの場となることも可能である。そのため、差別落書きのような陰湿的な行為を行うには、トイレは最も都合が良い。一方、消極的理由としては、差別落書きを書くという行為は、一般に社会道徳的には認められないものであり、落書きを書く行為の遂行中は人目を避けねばならないからである。仮に書き手が差別落書きによって差別感情を広げたいという気持ちを抱えているのなら、駅や施設の掲示板や看板など大勢の人々が目にする場所を選ぶと考えられる。しかし、敢えて通りすがりのごく一部の利用者しか使わないトイレを選んだ理由は、トイレ以外は選びにくいからではないだろうか。このように、トイレは差別という社会的には容認されない行為を行う際に、書き手がその責めを回避するために必要な条件を積極的および消極的に満たすことのできる場であると考えられる。

また書き手がトイレに差別落書きを書くことによって、利用する人々とトイレという場所の関わり方にも変化が生じる。トイレという場所に現れる差別落書きは読み手にどのような影響を与えるのだろうか。図4のように駅や施設などの掲示物でみられた差別落書きは、そこにあるその他多くの情報とともに人々の目の前に現れている。図2、3のようなトイレでの差別落書きは、文字を書くべきでない場所に文字が書かれることで、その逸脱性がさらに人々の注意を引きやすい。加えて、トイレでの差別落書きは、文字があまりない狭い空間の中でもたらした視覚的なインパクトはより大きくなり、差別落書きがもたらす不快感がさらに増幅すると考えられる。本来は排泄が第一の機能である場所は、被差別者にとっては差別を受ける場となり、非被差別者にとっては不快を感じさせられ、また差別の煽りを受ける場となる。このように、トイレという場には、排泄のためという本来の機能から差別を生み出す機能が差別落書きによって付加されたと考えられる。



(画像不掲載)

図4 JR 栗林駅掲示板への差別落書き

(内容:「○町○丁目○番地○○は非人のドロボウ キチガイ 頭おかしい 色狂い」(○は住所, 個人名))¹⁵

15 出典:「解放新聞中央版」2008年3月31日付『全国のあいつぐ差別事件』2008年度版。

5.3 記号を構成する要素の問題

本研究は、主に差別落書きで使われた命令表現を分析対象として、言語面に焦点をあて、研究を行ってきた。猿橋（2016）では、言語テキストの分析では見落とされる記号論的な視座の有用性を、明治神宮における掲示物の配置、通行者の目線や空間の空き具合、看板の素材や形状および日本語と英語両言語の表記スタイルについての分析から論じた。「言語景観を作り出す媒体には石碑、木材による立て看板、金属板、紙など様々である。それは単にメッセージを載せる媒体としてだけではなく、それが掲示物に権威や基盤を付与したり、柔軟性や流動性を示したりする」と猿橋（2016, p.59）は指摘する。差別落書きに目を向けると、看板、金属板などの媒体を基本的に使わずに、トイレの壁や、個室の扉などの公共の場にすでにあるものなどを利用することが多い（図2～6）。その場にあるものにスプレーや先が尖った釘などで書いた落書きは、看板や金属板などの可搬性・可動性のある媒体により構成される言語景観とは異なり、柔軟性・流動性は一切なく、移動できない、消せない、元の状態に戻せないという永久性を持っている（図5, 6）。このような器物破損による差別行為には、行為の無計画性と衝動性などの特徴が読み取れる場合もあると思われる。



図5 兵庫県伊丹支部共同会館前のポスト（内容：「エタ」）¹⁶



図6 JR代々木駅列車ホームの時刻案内板に彫られた差別落書き（内容：「部落民殺せ」）¹⁷

16 出典：「解放新聞兵庫版」1992年6月20日付『全国のあいつぐ差別事件』1993年度版。

17 出典：「解放新聞東京版」1997年9月1日付『全国のあいつぐ差別事件』1998年度版。

5.4 差別落書きという談話実践

上述したところをまとめると、差別落書きという談話実践は以下のようなプロセスを経て、形成されると考えられる。

まず、書き手は呪い、負の願望を込めて、自分の気晴らしの場として駅やトイレなどの公共の場で差別落書きを書くという無計画で、衝動的な行為を行う。

次に、その場には様々な言語的特徴を持つ差別落書きのテキストが残される。特に顕著なものは命令表現である。差別落書きにおける命令表現は、異なる読み手に対して異なる談話機能を果たす。それは呪いや強い負の願望、差別感情の増幅、人のカテゴリー化および読み手の立場に変化を生じさせるなどの効果を生み出す様々な機能である。

さらに、「言語景観は公共空間にあり、不特定多数に向けられている、受動的に視野に入る書き言葉を指す」と磯野（2020, p.3）が指摘した。その受動性によって、読み手は公共の場で言語景観として書かれた差別落書きを見て、命令表現によってもたらされた書き手の呪いや強い負の願望および意識させられた差別的な感情、トイレという場所によって感じさせられた差別落書きのインパクトを、不本意ではあるが、受け止めなければならない。

このように、書き手が差別落書きを書くという行為を遂行することでそこには差別的言語景観が生まれる。そして通りすがりの人々がその景観を目にすることによって差別表現の読み手となり、読み手は差別的テキストを消費するというプロセスで、差別落書きの談話実践は形成されるのである。

6. おわりに

本研究は、言語景観としての差別落書きの問題を、差別落書きの談話を分析することによって捉えることを試みた。命令形で差別落書きに使用される動詞の特性は、差別落書きにおける命令表現の呪いや強い負の願望、差別感情の増幅、人のカテゴリー化および読み手の立場に変化を生じさせるなどの効果を生み出す談話機能を果たしていると分かった。

さらに、差別落書きにおける命令表現のテキストから、その社会的コンテキストに分析を展開することで、書き手が落書きを書く場所としてトイレを選ぶ理由を、積極的および消極的面から検討した。また差別落書きを構成する媒体、道具などの記号論的要素から、差別落書き自体が持つ永久性、落書きを書くという書き手の行為の無計画性と衝動性の特徴について言及した。

本稿は、テキストデータ化した差別落書きの命令表現の内容を主な分析対象としたため、その考察はまだ限定的であり、総合的な研究にはまだ課題が残っている。今後は、命令表現およびテキストによる言語使用の分析に止まらずに、差別落書きが現れた場所、どのような媒体、素材、書かれた差別落書きの色、大きさなどの記号論的要素に注目したい。言語面だけでなく、記号論的、社会文化的などの複合的な視点から差別落書きという言語景観において実践される差別行為の問題をさらに明らかにしたい。

参考文献

- Austin, J. L (1962) *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. (坂本百大 [訳] (1978) 『言語と行為』 大修館書店)
- Kingsley Bolton (2012) World Englishes and linguistic landscapes, *World Englishes, Vol.31, No1*, p.30-33
- Rodrigue, Landry & Richard, Y, Bourhis (1997) Linguistic landscape and ethnolinguistic vitality An empirical study, *Journal of Language and Social Psychology*, March, p.23-49
- 张杏玲 王文强 (2019) 「语言景观视角下国内轨道交通站名翻译研究—以昆明地铁为例」 『汉字文化』 2019.18
- 磯野英治 (2011) 「韓国における日本語の言語景観—各都市の現状分析と日本語教育への応用可能性について—」 『世界の言語景観 日本の言語景観 景色のなかのことは』 内山純蔵監修, 中井精一, ダニエル・ロング編 桂書房 p.74-95
- 磯野英治 (2020) 『言語景観から学ぶ日本語』 大修館書店
- 井上史雄・包聯群 (2015) 「内蒙古文字景観の社会言語学—文字の社会類型論—」 社会言語学刊行会2015.11
- 奥山峰夫 (1994) 『「差別落書き」を考える——「部落差別深刻」論批判』 部落問題研究所
- 小野正樹 (2010) 「現代日本語の命令形について：日本語学習者の習得と意識」 『国際日本研究』 筑波大学人文社会科学部国際日本研究専攻 2010.03.p.79-98
- 川畑直人 (1994) 「差別落書きの心理学（現在の部落差別意識＜特集＞）」 『部落解放』 解放出版社 (377). p.96-102
- 河原俊昭 (編) (2004) 『地方自治体の言語サービス：多言語社会への扉をひらく』 春風社
- 北村英哉・唐沢穰 (2018) 『偏見や差別はなぜ起こる？心理メカニズムの解明と現象の分析』 ちとせプレス
- 江源 (2011) 『言語景観の形成過程に関する社会言語学的研究』 明海大学応用言語学研究科, 博士論文
- 猿橋順子 (2016) 「言語景観データ分析の方法——テキスト・談話・記号」 *Aoyama journal of international studies*(3), p.43-62, 青山学院大学国政研究センター
- 庄司博史 (2009) 「多言語化と言語景観——言語景観からなにがみえるか」 『日本の言語景観』 庄司博史 / ペート・バックハウス / フロリアン・クルマス (編著) 三元社 p.17-52
- 庄司博史 / ペート・バックハウス / フロリアン・クルマス (編著) (2009) 『日本の言語景観』 三元社
- 新村出編 (2017) 『広辞苑第七版』 岩波書店
- 田中ゆかり・上倉牧子・秋山智美・須藤央 (2007) 「東京圏の言語の多様性—東京圏デパート言語景観調査から—」 『社会言語学 第10巻第1号』 社会言語学会 p.5-17
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 仁田義雄 (1997) 『日本語文法研究序説—日本語の記述文法を目指して』 くろしお出版
- 『日本史大事典』 (1993) 平凡社
- 林四郎 (1960) 『基本文型の研究』 明治図書

- 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編・発行（1981-2020）『全国のあいつぐ差別事件』
解放出版社
- ペーター・バックハウス（2005）「日本の多言語景観」真田信治・庄司博史（編）『辞典日本の多
言語社会』岩波書店 p.53-56
- 益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法・改訂版』くろしお出版
- 椋田智和（2001）「差別落書き—そのメカニズムと対策」『解放研究とっとり：研究紀要』鳥
取県人権文化センター（3）. p.41-54
- 横山隆志（2007）「日本語教育における「命令文」についての一考察」『北陸大学紀要第31号』
p.193-200